

強化指定クラブに関する特別規程

運営委員会

平成23年3月2日制定

第1条 この規程は「学生の課外活動に関する規程」（以下「規程」という）において設置・活動を許容された団体のうち、本学によって強化指定を受けたクラブ（以下「強化指定クラブ」という）に関する規程を定めるものである。

第2条 強化指定クラブは、課外活動を含む学生生活全体の活性化をはかるリーダー的クラブの育成を目指すことを目的として設置され、以下の各号いずれかに該当するクラブの中から選考されるものとする。

- (1) 本学が認めたクラブに属し、活動実績および成果が顕著であるクラブ
- (2) その他、学園が強化指定の必要性を認めたクラブ

第3条 強化指定クラブには、規程第9条で定める役職者の他、監督を置かなければならない。また、必要に応じてコーチを置くことができる。

第4条 監督は、規程第10条4項に定める職務を遂行するものとする。

- 2 規程11条3項は、監督の場合についても準用する。
- 3 監督の選任については規程第10条2項、3項による。
- 4 監督は、強化指定クラブ所属学生の指導に関して、コーチに対する指揮・監督の責任を負うものとする。

第5条 コーチは、監督を補助するとともに、規程第10条4項に準ずる職務を遂行するものとする。

- 2 コーチの選任については、規程第10条を準用するとともに、その人選等については監督の意見を考慮することができる。

第6条 部長および副部長は、監督およびコーチの学生に対する指導を始めとする部活動全般に関する行動について、状況を把握するとともに不適切な行動がある場合にはその是正を求めなければならない。

- 2 前項の場合には、部長および副部長は担当委員会委員長に対して不適切な行動およびその是正措置の詳細について、書面にて報告しなければならない。
- 3 担当委員会委員長は、前項の報告を受けた場合には遅滞なく委員会に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

第7条 強化指定クラブに属する学生、その保証人、および演習担当教員から活動内容の照会や要望が寄せられた場合には、部長および副部長は適切に対応しなければならない。

- 2 前項の場合で、とくに所属学生の強化指定クラブ活動や本学での勉学環境に重大な影響を及ぼしうる内容の照会や要望であった場合には、部長および副部長は直ちに調査を行い、

その結果を照会および要望をなした者や事案の性質上必要と思われる関係者に具体的に報告をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 第6条の規定は本条の場合にこれを準用する。

第8条 強化指定クラブの選考および昇・降格の審査に当たっては、強化指定クラブ審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置し、その審査結果を尊重して、学長がこれを決定する。

第9条 審査委員会は、以下の項目に基づき、審査を行う。

- (1) 活動実績および成果
- (2) 学園と連携した指導体制
- (3) 部員の学業成績、人物
- (4) 本学行事への参加
- (5) その他、必要に応じた項目

第10条 審査委員は次の者をもって構成し、学生委員長が委員長となる。

- (1) 学生委員長
- (2) 当該学部長
- (3) 法人事務局長
- (4) 事務次長
- (5) 学生・キャリア支援課
- (6) 審査委員会が必要と認めた者

第11条 審査委員会においては、一定期間ごとに昇格・降格の見直しを行う。

第12条 次の各号の一に該当すると認められた場合は、強化指定クラブから外すことがある。

- (1) 本学の秩序を乱したとき
- (2) 活動・運営が困難となったとき
- (3) その他、強化指定クラブとして相応しくない行為があったとき

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、「強化指定クラブに関する特則を定める規則」「強化指定クラブ選考についての申合せ」を廃止する。

3 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更されたことに伴い、制定機関を運営委員会に変更し適用する。